

2019 年調査の公表体系及び集計事項について

1. 集計体系

次回調査において作成する統計は、以下の 3 つの集計体系によって構成する。

集計 体系	家計総合 集計体系	所得資産 集計体系	個人収支 集計体系
集計 対象 世帯	基本調査 家計調査世帯特別調査 全国単身世帯収支実態調査	簡易調査 基本調査 家計調査世帯特別調査 全国単身世帯収支実態調査	個人収支状況調査
集計に 用いる 調査票	家計簿 世帯票 年収・貯蓄等調査票	世帯票 年収・貯蓄等調査票	個人収支簿
標本 規模	約 4.8 万世帯	約 9.2 万世帯	約 900 世帯

2. 公表体系及び公表時期

公表体系及び公表時期は、従来の公表体系を踏まえつつ、調査方法の見直し、集計体制を踏まえ、次表のとおりとする。

公表体系	公表時期	集計体系
① 家計収支に関する結果 (2014 年調査の遡及集計を含む)	(全国・都道府県のうち主要結果の速報) 2020 年 11 月	家計総合集計体系
	(確報) 2021 年 2 月	
② 所得に関する結果	2021 年 2 月	所得資産集計体系
③ 家計資産・負債に関する結果		
④ 個人的な収支に関する結果	2021 年 5 月	個人収支集計体系
⑤ 年間収入・資産分布等に関する結果	2021 年 8 月	家計総合集計体系 所得資産集計体系
⑥ 2009 年調査以前の遡及集計 日本標準職業分類による集計 誤差集計 等	2021 年 10 月以降	—

注. 家計収支に関する主要結果のうち、実物資産に係る集計区分及び集計値を表章する結果表は、2021 年 2 月に公表する。

3. 作成する結果表について

結果表は、家計の消費、所得、資産及び負債の水準、構造、分布を総合的に、かつ全国的及び地域的に明らかにする観点から、次のとおり作成するものとする。

※ 基幹統計調査の承認申請内容（別紙1「集計事項一覧」）に基づくもの

(1) 公表体系①～③について ※別紙2「(案) 結果表一覧」参照

ア 収支項目分類、所得構成、資産・負債の種類について、基本的な世帯属性等の集計区分とのクロス集計により共通的に結果表を作成する。

なお、集計区分に用いる金額階級（消費支出月額階級、年間収入階級等）には、当該金額の十分位階級及び五分位階級を含み、金額階級区分と併せて表章する（以下同じ。）。

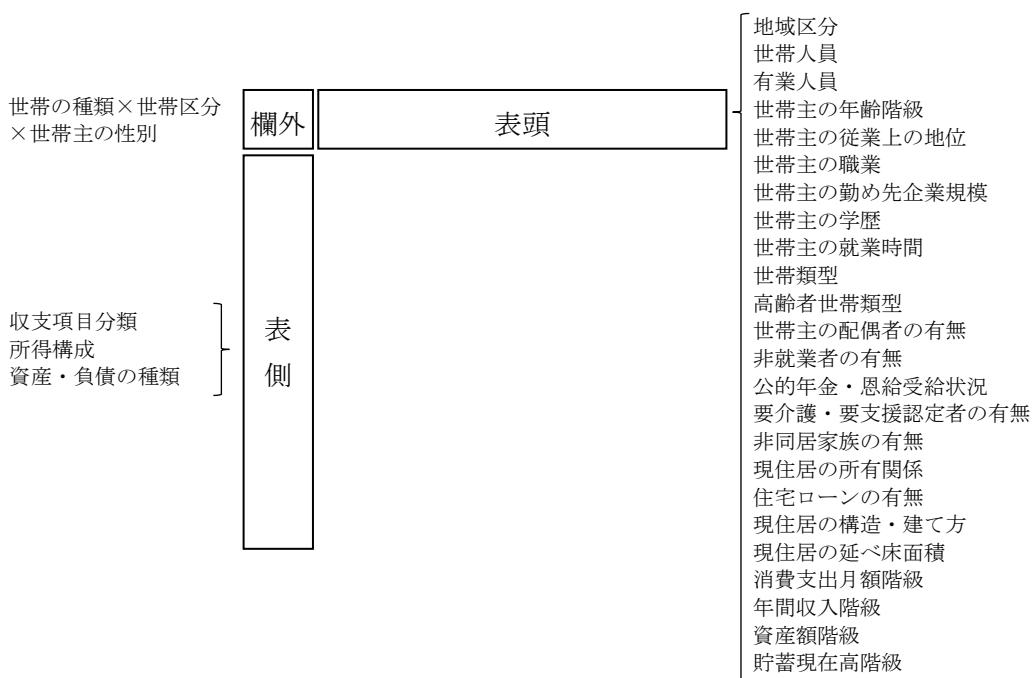
<結果表の基本構造【表群1】>

表 側：収支項目分類、所得構成、資産・負債の種類

表 頭：基本集計区分

欄 外：世帯の種類×世帯区分×世帯主の性別

集計値：月次収支額、年間収入額、資産現在高・負債現在高



イ 上記アのほか、消費支出については購入先別、購入地域別、購入形態別及び曜日別の収支項目分類における支出額、所得又は資産及び負債の構造については年間可処分所得階級別及び負債現在高階級別の所得構成又は資産・負債の種類における年間収入額及び資産現在高・負債現在高を世帯属性とのクロス集計、その他政策目的等に応じたクロス集計により結果表を作成する。

(2) 公表体系④について

前回調査の結果表の構成を継承し、二人以上の世帯について、世帯属性等のクロス集計により1か月間の個人的な収入と支出に関する結果表を作成する。

(3) 公表体系⑤について ※別紙2「(案) 結果表一覧」参照(ウを除く)

ア 消費支出月額、年間収入額、年間可処分所得、等価可処分所得、資産額、貯蓄現在高及び負債現在高の金額階級について、基礎的な世帯属性等の集計区分とのクロス集計により共通的に結果表を作成する。

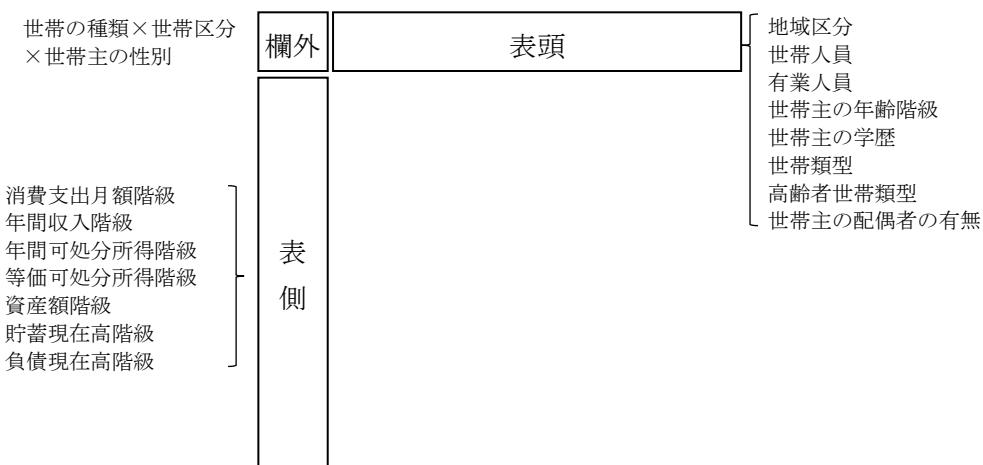
<結果表の基本構造【表群2】>

表 側：消費支出月額階級、年間収入階級、年間可処分所得階級、等価可処分所得階級、資産額階級、貯蓄現在高階級、負債現在高階級

表 頭：基礎集計区分

欄 外：世帯の種類×世帯区分×世帯主の性別

集計値：世帯数、基本集計値



イ 消費支出月額、年間収入額、年間可処分所得、等価可処分所得、資産額、貯蓄現在高及び負債現在高の金額階級を相互にクロスさせた結果表を作成する。

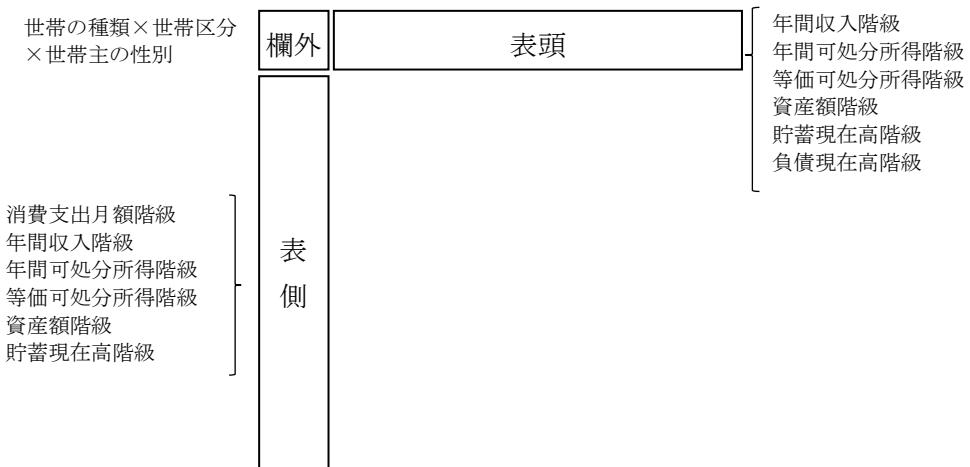
<結果表の基本構造【表群3】>

表 側：消費支出月額階級、年間収入階級、年間可処分所得階級、等価可処分所得階級、資産額階級、貯蓄現在高階級

表 頭：年間収入階級、年間可処分所得階級、等価可処分所得階級、資産額階級、貯蓄現在高階級、負債現在高階級

欄 外：世帯の種類×世帯区分×世帯主の性別

集計値：世帯数、基本集計値



ウ 上記ア及びイのほか、政策目的等に応じて世帯分布又は指標について金額階級と世帯属性等とのクロス集計により作成する。

(4) 公表体系⑥について

2009年調査以前の遡及集計、日本標準職業分類による集計、誤差集計その他公表体系①～⑤以外の結果表を作成する。

(5) 結果表を作成する地域単位は、「全国」、「都道府県」、「経済圏・15万以上市」の3種類とする。なお、公表体系①～③の表群1に用いる基本集計区分は、次のとおりとし、各地域単位で用いる集計区分、収支項目分類、所得構成及び資産・負債の種類並びに金額階級については、各地域単位に応じたものを用いる。

全国	都道府県	経済圏・15万以上市
<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分 ・世帯人員 ・有業人員 ・世帯主の年齢階級 ・世帯主の従業上の地位 ・世帯主の職業 ・世帯主の勤め先企業規模 ・世帯主の学歴 ・世帯主の就業時間 ・世帯類型 ・高齢者世帯類型 ・世帯主の配偶者の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分 ・世帯人員 ・世帯主の年齢階級 ・世帯主の学歴 ・世帯類型 ・高齢者世帯類型 ・世帯主の配偶者の有無 ・現住居の所有関係 ・住宅ローンの有無 ・消費支出月額階級 ・年間収入階級 ・資産額階級 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分 ・世帯人員 ・世帯主の年齢階級 ・世帯類型 ・高齢者世帯類型 ・世帯主の配偶者の有無 ・現住居の所有関係 ・住宅ローンの有無 ・年間収入階級

全国	都道府県	経済圏・15万以上市
<ul style="list-style-type: none"> ・非就業者の有無 ・公的年金・恩給受給状況 ・要介護・要支援認定者の有無 ・非同居家族の有無 ・現住居の所有関係 ・住宅ローンの有無 ・現住居の構造・建て方 ・現住居の延べ床面積 ・消費支出月額階級 ・年間収入階級 ・資産額階級 ・貯蓄現在高階級 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蓄現在高階級 	

4. 調査票情報の二次利用及びオーダーメード集計について

統計法第32条及び33条に基づく調査票情報の二次利用（人口15万未満の市町村を含む）は、集計が完了次第、順次提供する。オーダーメード集計は2021年12月以降、順次提供する。

また、社会経済の変化等に伴い新たに生じると考えられる統計ニーズに可能な限り対応することを目的として、追加で作成する統計表を募集する。2020年度中に統計表の募集を行い、2021年度中に結果の集計・公表を行う予定である。